

「平等の根拠」

発表者：田中貴久・和田操拓

(課題論文①) 齋藤純一「社会的連帯の理由をめぐって—自由を支えるセキュリティー—」

(課題論文②) 立岩真也『自由の平等』第三章

■要旨・要約

今回の発表では、政治的自由や存在の自由によって、各人の「平等」を根拠付け、社会的連帯や財の再分配を正当化しようとする主張について考察する。

①「政治的自由」と「生の保障」の関係について検討し、人々の生を平等に保障する「社会的連帯」の理由を求める。

社会的連帯は、その多くを「非人称の連帯」に負う。それは生の保障として安定的で、人称的な関係につきまとう依存・従属の関係を廃棄する。しかし、現在の連帯の枠組みは、非人称の連帯の「人称化」や国民社会の脱・統合化など様々な形での挑戦を受けている。

この連帯は、誰もが必要とする一群の価値を実現することにその目的を置く。その内容として適切なのが、「基本的な潜在能力」である。この概念を援用することで、人々は自分の生に何が欠けているのかを自ら特定し、政治的な行為者としてそれを克服し、政治的自由にとって有用な生の保障を描くことが容易くなる。

そしてこのような連帯を形成し、維持する理由としては、生のリスク、生の偶然性、生の受苦への感応性、そして生の複数性が挙げられる。これらのどれを重視するかによって生の保障のあり方は変わってくる。そして、その内容がどうあるべきかは、排除の不存在と政治的自由の促進という観点から判断されるべきである。

②分配について、「利己」と「利他」という人間性に関する二つの契機から正当化を試みる。

純粋な利己主義とは、生への意思であるといえる。私は単に生きていたいのであり、私の存在が否定されないことが求められる。手段＝能力によって自らの存在とその自由が規定されることは、存在にとって肯定的なことではなく、それはむしろ存在を脅かす。

そして、利他主義というあり方から私は他者の存在をそれとして認める。なぜなら他者が存在することは私にとって快だからである。

このように双方の契機が存在の自由のための分配の規則を支持する。人は誰でも能力や属性とは別に、ただ存在するということが等しく認められることが、分配によって保障されているべきなのである。

■引用

①「共約的な価値を定義するうえで重要なのは、…それぞれの社会に生きる人びとが、そこに現に妥当している支配的な価値観を問い返し、それに修正を迫るだけの実効的な政治的自由を享受しえているかどうか、ということである。共約的な価値が、そのような政治的自由をゆるす公共の論議の過程を経て定義されているとすれば、私達はその価値を、もとより暫定的にはあるが、正当なものを見出すことができる」（齋藤 P286）

筆者は、「政治的なもの＝公共的なもの」として捉え、生の保障がどのようにあるべきかという問題を統治の領域から、政治的＝公共的領域に取り戻そうとする。

そもそも筆者は、二つの政治的価値を重視している。一つは、＜自由＞であり、これは抑圧からの解放という意味だけではなく、行為や言葉といった形を伴う「イニシアティブ」という意味をも指す。もう一つは、＜排除への抵抗＞である。公共的空間では、あらゆる人のための「場所」が設けられていて、それぞれの生は「唯一の (unique)」なものであるという意味で、平等な価値を有する。

そして、そこでは絶対的な真理が求められているわけではない。それは妥当なものでさえあれば良い。それ以上にそこでは生の複数性による「人々の言説の尽くしがたい豊かさ」が享受され、他者の「かけがえのなさ」が再確認されるべきなのである。

②「まず私は、私の受け取っている世界があって、それで生きていたい。その世界はたしかに私において起こっていることではあるが、しかしそこに存在し起こっていることの多くは私の意とは関わりなく生じて存在している。その中に他者もいて、私と別の存在がいることの快が、それはもちろん快であるだけではないが、ある。つまりまず私の存在の快の大きな部分がすでに私でないものがあることの快である。そして、私のまわりのすべてのもの、世界全体が広義の他者なのだが、しかし、人々だけであるかはともかく一はやはり特別である。それは、その一人一人に世界があることに由来するだろう」（立岩 P135）

筆者は、「自由がよいものなら、それは誰にもあってよいものである」と主張する。これは単純であるが強い主張である。

私もあなたも、それぞれの世界を有している。そしてその一人一人の存在と自由は他に還元することのできない、「他ならぬ」ものであり、その意味で平等に認められるべきなのである。

たとえ能力や機能が失われた（失われていた）としても、私にとっての世界は存在し続ける。目が見えないのであれば、目が見えないなりのあり方と世界の感じ方があるのであ

り、それは他のどのような状況であれ同じである。そして、そのことはその人において肯定的であるとしか言いようのないことであり、誰もそれを否定することはできない。そしてそれが失われることは惜しいことなのである。

■定式化

(a) 筋萎縮性側索硬化症（通称 ALS）とは、運動神経だけが次第に破壊され、全身が数ヵ月から数年の間に次第に麻痺し、最終的には自力呼吸も不可能になる神経難病である。

ALS は、本人はもとより家族にも深刻な経済的・精神的な影響を与えるため、患者の生には「ただ生きているだけ」、「悲惨で無駄である」といった眼差しが向けられることが多々ある。

やはりこのような患者は各種の社会保障によって補助していくには「無駄な」存在なのだろうか、それともそうではないのだろうか。あなたはどのように考えるか。（ALS 患者は、車椅子等の補装具や更生医療の給付、施設への入所等身体障害者福祉法上の各種の援助を受けたり、税の減免、鉄道運賃の割引など各種の制度を利用することができる。また ALS は厚生労働省の難病「特定疾患」に指定されており、認定されると医療費が申請日にさかのぼって公費負担となる）

(b) 私たちの生は、無数の偶然性の集合によって規定されており、その非対称を放置することは道徳的に正しくない。しかし、社会的連帯による資源の移転は強制的なものであり、（齋藤 P289～290）

(c) 森村進によれば、リバタリアンも人道的観点や自由の基礎となる不可欠の利益のために、「最小限の」社会保障サービスを容認する。また、齋藤純一は、社会的連帯が実現すべき生の保障を、おおまかに5つのレベルに区分する。

今までの議論を踏まえて、どのような社会保障がどこまで認められるべきだろうか（cf. 移民・難民は含めるべきか、「健康で文化的な最低限度」とはなにか etc…）

■参考文献

川口有美子 「人工呼吸器の人的な利用」『現代思想第32巻第14号』（青土社、2004）

齋藤純一 『公共性』(岩波書店、2000)

■参考ホームページ

Japan ALS Association <http://www.jade.dti.ne.jp/~jalsa/>